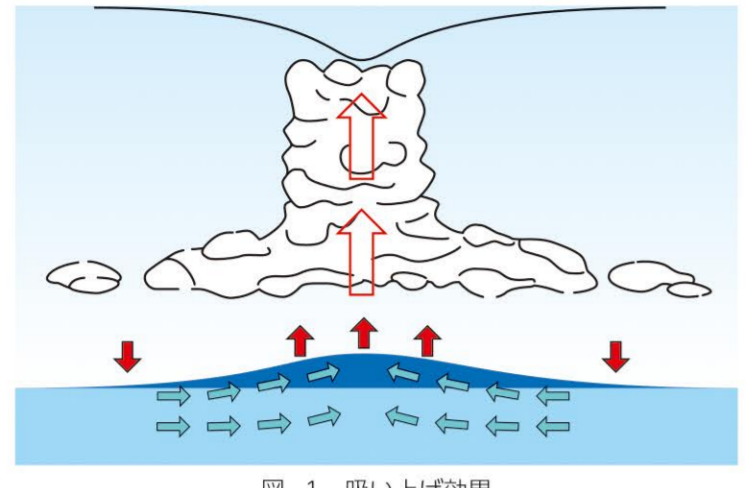
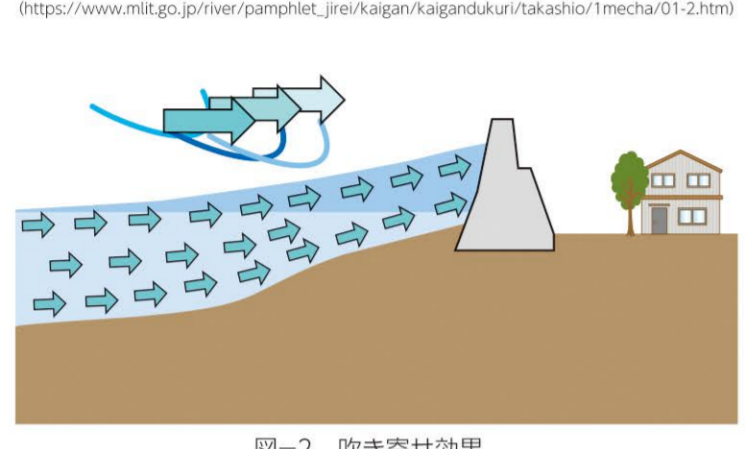


高潮とは
 台風や発達した低気圧が通過する際、海面(潮位)が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。
 高潮は、主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風による吹き寄せ効果」が原因となって起こります。また、満潮と高潮が重なると高潮水位はもっとも上昇して、大きな災害が発生しやすくなります。

① 気圧低下による吸い上げ効果
 台風や低気圧の中心では気圧が周辺より低いため、気圧の高い周辺の空気は海水を押し下げ、中心付近の空気が海水を吸い上げるように作用した結果、海面が上昇します。
 気圧が1ヘクトパスカル(hPa)下がると、潮位は約1センチメートル上昇するとされています。
 例えば、それまで1000ヘクトパスカルだったところへ中心気圧950ヘクトパスカルの台風が来れば、台風の中心付近では海面は約50センチメートル高くなり、そのまわりでも気圧に応じて海面は高くなります。



② 風による吹き寄せ効果
 台風や低気圧に伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇します。
 この効果による潮位の上昇は風速の2乗に比例し、風速が2倍になれば海面上昇は4倍になります。
 また、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなります。



想定条件
 中心気圧 **910hpa**、暴風半径 **75km**、移動速度 **73km/h**の台風

避難情報がでたら
 ~避難情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は、速やかに避難を開始してください~

警戒レベル	発令発表	とるべき行動	避難情報(横浜市)
警戒レベル5	緊急安全確保	【命の危険 直ちに安全確保!】 ●災害が発生・切迫しており、命を守るための最善の確をとる。 警戒レベル4までに必ず避難!	緊急安全確保
警戒レベル4	避難指示	【危険な場所から全員避難】 ●直ちに身の安全を確保できる場所へ避難する。 ●(情報の入手方法と目的地からの距離の確保の考え)方)もお読みください。 ●避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所へ避難する。 ●天候や水位の急変時には、高齢者等避難を経ず避難指示を発令することがあります	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難	【危険な場所から高齢者等は避難】 ●避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は、避難場所へ避難を開始する。 ●その他の人は、家族などと連絡、持ち出し品の用意など、避難の準備を開始するとともに、危険だと思ったら早め避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	-	【自らの避難行動の確認】 ●避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する。 ●避難情報の把握と、避難手段の確認をする。	-
警戒レベル1	-	【災害への心構えを高める】 ●防災気象情報の最新情報に注意する。	-

神奈川区高潮ハザードマップ

高潮浸水想定区域(想定最大規模※)

この高潮ハザードマップは、高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域の皆さんに速やかに避難していただくために作成したものです。
 ※想定最大規模とは「想定し得る最大規模の高潮」による氾濫を前提として予測したものです。

高潮浸水想定区域(想定最大規模)はどのように決めたの?
 この高潮浸水想定区域の範囲や深さは、国内観測史上、最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合をシミュレーションにより予測したものです。
 【想定する台風】
 ・中心気圧: 室戸台風(910hpa)・暴風半径: 伊勢湾台風(75km)・移動速度: 伊勢湾台風(73km/h)
 なお、この高潮浸水想定区域は、下水道等からの浸水、水路の氾濫等を考慮してません。したがって着色されていない区域でも浸水が発生する場合や、実際の浸水深と異なる場合があります。

※神奈川県ホームページ
 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/tokyo-bay.html)

風水害時における避難場所について

- ◇災害時には、指定緊急避難場所以外に、地区センター、地域ケアプラザ等の公共施設、自治会町内会館を避難場所として開設する場合がありますので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ(データ放送)等で開設されている避難場所をご確認ください。
 - ◇2か所以上の避難場所へ避難できる場合、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。
 - ◇すでに浸水が始まっている場合などには無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところに避難してください。
- なお、神奈川区では浸水時の避難場所として、下記に示した指定緊急避難場所を優先して開設します。
- | | |
|-------------------------|---|
| 特別警報級の台風が横浜市内に上陸、接近する場合 | ●子安小学校、●浦島丘中学校、●神奈川小学校、●幸ヶ谷小学校、●神大寺小学校、●羽沢小学校 |
| 一般的な規模の台風が横浜市内に接近する場合 | ●浦島丘中学校、●神奈川小学校、●神大寺小学校 |
- 神奈川区では、避難指示や避難場所の開設状況など、情報を収集できる自動音声案内を導入しています。 電話:050-3196-3300

指定緊急避難場所一覧(切迫した災害の危険から逃れるための場所)

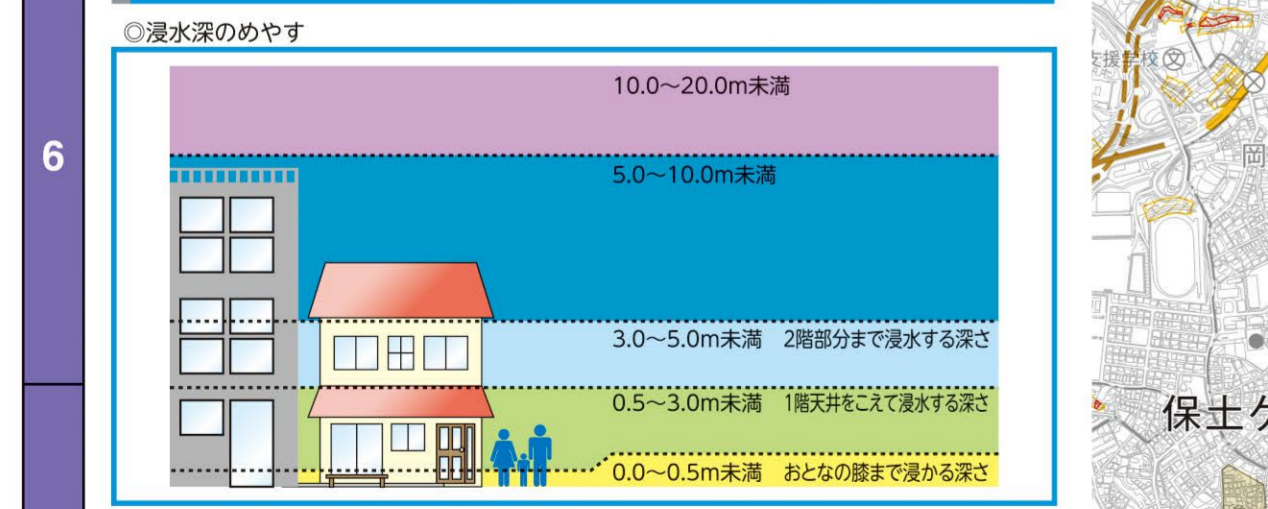
◇指定緊急避難場所※はあくまでも避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、**すべての避難場所を開設するわけではありません。**
 ※指定緊急避難場所: 災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別(洪水や土砂災害など)ごとに指定しています。

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
1	子安小学校	新子安1-36-1	H-4	13	栗田谷中学校	栗田谷3-1	E-5
2	錦台中学校	西寺尾3-10-1	G-3	14	青木小学校	桐畑17	E-6
3	西寺尾第二小学校	西寺尾2-15-1	G-3	15	松本中学校	三ツ沢下町30-1	D-5
4	西寺尾小学校	西寺尾2-5-1	G-3	16	三ツ沢小学校	三ツ沢中町4-17	D-6
5	大口台小学校	大口中町460	F-3	17	斎藤分小学校	斎藤分町34-1	E-5
6	神奈川中学校	西大口141	F-4	18	神橋小学校	六角橋2-34-19	E-4
7	浦島丘中学校	白幡東町27-1	G-4	19	神大寺小学校	神大寺2-9-16	D-5
8	白幡小学校	白幡上町11-1	F-4	20	神大寺小学校	神大寺3-34-1	D-4
9	神奈川小学校	東神奈川2-35-1	F-5	21	六角橋中学校	六角橋5-33-1	D-4
10	幸ヶ谷小学校	幸ヶ谷1-1	F-6	22	中丸小学校	神大寺3-17-1	C-5
11	二谷小学校	平川町11-1	E-5	23	菅田小学校	菅田町3017	-
12	浦島小学校	浦島丘16	F-5	24	菅田の丘小学校	菅田町674	-
				25	羽沢小学校	羽沢町935	-

※23、24、25は指定緊急避難場所ではないため掲載していません。



凡例(Explanatory Notes)



都県界	高速道路、有料道路
市区界	主要道路
市界	避難場所
J R線・駅	雨量観測所
私鉄線・駅	水位観測所
市営地下鉄線・駅	河川監視カメラ

出典データ
 背景図: 横浜市地形図複製承認番号 令2建都計第9031号
 横浜市建築局都市計画基本図データ(地図レベル2500)により作成
 河川: 横浜市道路局 河川図
 浸水想定区域: 神奈川県 高潮浸水想定区域図(平成31年4月指定)
 急傾斜地崩壊危険区域: 横浜市建築局 急傾斜地崩壊危険区域(平成27年4月現在)
 土砂災害警戒区域: 横浜市建築局 土砂災害警戒区域(平成27年4月現在)